

公益財団法人千葉市スポーツ協会役員の報酬、 期末手当及び旅費並びに評議員の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人千葉市スポーツ協会（以下「協会」という。）定款第13条及び第28条の規定に基づき、協会の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の報酬、期末手当及び旅費並びに評議員の報酬について必要な事項を定めるものとする。

(常勤役員の報酬)

第2条 常勤の役員に報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事長 上限月額 350,000 円
- (2) 常務理事 上限月額 320,000 円

(常勤役員の報酬の支給方法)

第3条 報酬の支給日は、毎月21日とする。その日が休日（祝日法による休日及び年末年始をいう。以下同じ。）、日曜日及び土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

2 特別の事情があるときは、理事長は前項の支給日を変更することができる。

3 新たに常勤の役員となった者又はこの職を退職し、辞職し、若しくは解職された者の報酬は、その職に就任した日から又はその退職、辞職若しくは解職の日（死亡したときは、その月）までについて支給する。この場合において、任期満了によって退職した者が再び就任したときは、引き続き在職するものとみなす。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算する。

(常勤役員の期末手当)

第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して、それぞれ基準日の別に応じて、次の表の支給日欄に定める日に支給する。ただし、支給日欄に定める日が日曜日に当たるときは同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とする。

基準日	支給日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の220を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 箇月 100 分の100
- (2) 5 箇月以上6 箇月未満 100 分の80
- (3) 3 箇月以上5 箇月未満 100 分の60
- (4) 3 箇月未満 100 分の30

3 前項の期末手当基礎額は、報酬月額に、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 理事長 100 分の120
- (2) 常務理事 100 分の115

(常勤役員の通勤手当)

第4条の2 第2条に定める報酬のほか、常勤の役員に通勤手当を支給することができる。

2 前項の通勤手当の額は、公益財団法人千葉市スポーツ協会職員給与規程（以下「給与規程」という。）第13条第2項の規定で支給される通勤手当と同一の額とする。

3 前項に定めるもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、給与規程の適用を受ける職員に支給される通勤手当の例に準ずる。

(非常勤役員の報酬)

第5条 非常勤の役員（国の機関又は地方公共団体の職員として身分を有する者を除く。以下この条において同じ。）に報酬を支給する。

2 非常勤の理事が理事会に出席したときの報酬の額は、その職務を行った日につき13,000円とする。

3 非常勤の監事の報酬の額は、1事業年度につき1,000,000円を超えない範囲で評議員会の決議によって定めるものとする。

(役員の旅費)

第6条 役員に旅費を支給することができる。

2 役員の旅費は、公益財団法人千葉市スポーツ協会職員旅費規程（以下「旅費規程」という。）第3条の規定で支給される旅費と同一の種類及び額とする。

- 3 前項に定めるもののほか、旅費の種類、額及び支給方法は、旅費規程の適用を受ける職員に支給される旅費の例に準ずる。

(評議員の報酬)

第7条 評議員（国の機関又は地方公共団体の職員として身分を有する者を除く。以下この条において同じ。）に報酬を支給する。

- 2 評議員が評議員会に出席したときの報酬の額は、その職務を行った日につき13,000円とする。

(補則)

第8条 この規程の実施に必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。（平成24年4月1日）

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年12月22日より施行する。
- 2 改正後の公益財団法人千葉市スポーツ振興財団役員の報酬、期末手当及び旅費並びに評議員の報酬に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第4条の規定は平成26年12月1日から適用する。ただし平成26年12月に支給する期末手当に関する規定第4条第2項の適用については、同項中「100分の212.5」とあるのは「100分の220」とする。
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の公益財団法人千葉市スポーツ振興財団役員の報酬、期末手当及び旅費並びに評議員の報酬に関する規程の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規程の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年12月21日より施行する。
- 2 改正後の公益財団法人千葉市スポーツ振興財団役員の報酬、期末手当及び旅費並びに評議員の報酬に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第4条の規定は平成27年12月1日から適用する。ただし平成27年12月に支給する期末手当に関する規定第4条第2項の適用については、同項中「100分の217.5」とあるのは「100分の222.5」とする。
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の公益財団法人千葉市スポーツ振興財団役員の報酬、期末手当及び旅費並びに評議員の報酬に関する規程の規定に基づい

て支給された期末手当は、改正後の規程の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年12月8日より施行する。
- 2 改正後の公益財団法人千葉市スポーツ振興財団役員の報酬、期末手当及び旅費並びに評議員の報酬に関する規程第4条の規定は平成28年12月1日から適用する。ただし平成28年12月に支給する期末手当に関する規定第4条第2項の適用については、同項中「100分の222.5」とあるのは「100分の227.5」とする。

附 則

この規程は、平成29年4月6日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年12月22日より施行する。
- 2 改正後の公益財団法人千葉市スポーツ振興財団役員の報酬、期末手当及び旅費並びに評議員の報酬に関する規程第4条の規定は平成29年12月1日から適用する。ただし平成29年12月に支給する期末手当に関する規定第4条第2項の適用については、同項中「100分の227.5」とあるのは「100分の232.5」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年12月25日より施行する。
- 2 改正後の公益財団法人千葉市スポーツ振興財団役員の報酬、期末手当及び旅費並びに評議員の報酬に関する規程第4条の規定は平成30年12月1日から適用する。ただし平成30年12月に支給する期末手当に関する規定第4条第2項の適用については、同項中「100分の222.5」とあるのは「100分の232.5」とする。
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の公益財団法人千葉市スポーツ振興財団役員の報酬、期末手当及び旅費並びに評議員の報酬に関する規程の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規程の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年12月25日より施行する。
- 2 改正後の公益財団法人千葉市スポーツ協会役員の報酬、期末手当及び旅費並びに評議員の報酬に関する規程第4条の規定は令和元年12月1日から適用する。ただし令和元年12月に支給する期末手当に関する規定第4条第2項の適用については、同項中「100分の225」とあるのは「100分の227.5」とする。
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の公益財団法人千葉市スポーツ協会役員の報酬、期末手当及び旅費並びに評議員の報酬に関する規程の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規程の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年12月1日より施行する。ただし、改正後の公益財団法人千葉市スポーツ協会役員の報酬、期末手当及び旅費並びに評議員の報酬に関する規程において令和2年12月に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の222.5」とあるのは「100分の220」とする。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年12月1日より施行する。ただし、改正後の公益財団法人千葉市スポーツ協会役員の報酬、期末手当及び旅費並びに評議員の報酬に関する規程において令和3年12月に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の215」とあるのは「100分の207.5」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年12月26日より施行する。
- 2 改正後の公益財団法人千葉市スポーツ協会役員の報酬、期末手当及び旅費並びに評議員の報酬に関する規程第4条の規定は令和4年12月1日から適用する。ただし令和4年12月に支給する期末手当に関する規定第4条第2項の適用については、同項中「100分の220」とあるのは「100分の225」とする。
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の公益財団法人千葉市スポーツ協会役員の報酬、期末手当及び旅費並びに評議員の報酬に関する規程の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規程の規定による期末手当の内払とみなす。